

## 高等部生徒心得

本校生徒は集団生活の秩序を守り、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、この生徒心得を実践し、高い自覚に基づく良識ある行動をとるように心がけること。

### 1 登校、下校、欠席、遅刻、早退、外出に関する心得

- (1) 登校時刻・・・午前8時30分
- (2) 最終下校時刻・・・午後5時00分
- (3) 欠席、遅刻するときは8時30分までに保護者が学校に連絡すること。

前日に欠席、遅刻することがわかっている場合は、本人が直接学級担任に申し出ること。

- (4) 遅刻して登校した場合は職員室に報告すること。
- (5) 遅刻（体調不良等は含まない）をした場合は累積回数に合わせた指導を行う。（別紙1）
- (6) 服喪期間（忌引き）は次のとおりとする。

父母【7日】 祖父母、兄弟姉妹【3日】 その他の同一所帯者及びおじ・おば【1日】

### 2 考査時の心得

- (1) 考査時は不正な行為は絶対にしない。不正があった場合は、該当教科の採点を行わない。
- (2) 正当な理由で、遅刻あるいは欠席したときは、当日または後日に、その科目の追考査を受けることができる。

### 3 アルバイト、旅行に関する心得

- (1) アルバイトについては別紙2に示す。
- (2) 保護者が同伴しない生徒同士の泊を伴う旅行は認めない。

### 4 校内生活に関する心得

- (1) 備品等を壊したときは、すぐに管理責任者である先生に届け出る。場合によっては、実費弁償しなければならないこともある。
- (2) スマートフォン・携帯電話は個人で管理すること。校内で使用したい場合は、担当者の許可を得ること。

### 5 校外生活に関する心得

- (1) 登下校時の自転車使用は、学校に届け出て許可を受けた者に限る。乗車の前には、自転車点検を実施し不良な箇所を整備した上で使用し、交通規則を守る。自転車通学者は任意保険へ加入する。また、ヘルメットの所持を義務とする。ヘルメットの着用を努力義務とする。
- (2) 自動二輪車（原付バイクを含む）の免許取得及び運転については許可しない。
- (3) 自動車運転免許証の取得については別紙3に示す。

## 6 服装についての心得

- (1) 服装は常に清潔を心掛ける。
- (2) 衣替えの期間は設定しない。気候や体調に合わせた服装とすること。

制 服	<p>上衣（ブレザー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校指定のものを着用する。</li> </ul> <p>上衣（ブレザーの下に着るシャツ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白色無地のカッターシャツを着用する。</li> </ul> <p>上衣(夏季)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紺色無地のポロシャツを着用する。</li> </ul> <p>下衣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校指定のスラックス・スカート・キュロットから選択して着用する。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校章は、上衣（ブレザー）の左襟につける。</li> <li>・ブレザー着用時には本校指定のネクタイかリボンを着用する。</li> </ul>
校 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中に制服、学校指定の体操服・ウインドブレーカー以外を着用する場合は、担当教員の許可を得ること。</li> </ul>
頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容に合わせ、清潔を保つ。</li> <li>・パーマや染色、脱色はしない。</li> </ul>
防 寒 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コート、ウインドブレーカー、カーディガン、ベストを着用してもよい。</li> <li>・室内での使用は、華美でない防寒具、ひざ掛けとする。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧、マニキュアなどの装飾は不可とする。</li> <li>・アクセサリーの着用は禁止とする。</li> </ul>

付 則	この心得は、平成15年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、平成22年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、平成23年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、平成28年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、平成31年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和元年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和2年	10月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和3年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和4年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和5年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和6年	4月1日から改正実施する。
付 則	この心得は、令和7年	4月1日から改正実施する。